

No.	意見	市の考え方
1	<p>■項目及びページ 計画概要1 2頁左側</p> <hr/> <p>■意見 オートバイの駐車場所の確保の予定はありますか。</p> <p>■理由 いろいろな手段で来庁される方のことを考えて、オートバイの駐車場所を確保していただきたい。岐阜市立図書館では、オートバイ用の駐車場所があります。</p>	<p>新庁舎北側に駐車場を整備する予定であり、その一画にバイク置場を整備したいと考えています。</p>
2	<p>■項目及びページ 計画概要3 4頁右側</p> <hr/> <p>■意見 『3. まちづくりに貢献する、環境にやさしい庁舎』の中で、「市民の庭に向かって開かれた市民ロビーは待合スペースとしてだけでなく、ロビーコンサート、選挙時の期日前投票スペース、飲食可能なスペースなど、多様な活用ができる空間とします」とありますが、投票者以外の者が出入りし、話し声などが聞こえる空間は、投票所としてはふさわしくありません。期日前投票所は、例えば2階の市民活用スペースなど、外部の影響を受けにくく投票者のプライバシーが守られる空間に設けることが望ましいと考えます。</p> <p>■理由 公正な選挙、投票者のプライバシーを守るため</p>	<p>公職選挙法では、「投票の記載をする場所について、他人がその選挙人の投票の記載を見ること又は投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられることがないようにするために、相当の設備をしなければならない」とされているため、市民ロビーにおいて期日前投票所を設置する場合は、パーテーションで囲うことで外部との境界を明確にし、従来から投票所で使用している記載台（隣の選挙人の投票用紙が見えないようになっているもの）を利用するなどの対策が必要になると考えます。</p> <p>左記のご意見を踏まえ、市民活用スペースも含め、期日前投票所のスペースとして最適な場所を検討していきます。</p>
3	<p>■項目及びページ 市民活用・外構デザイン 5頁</p> <hr/> <p>■意見 情報コーナーやショーケースの展示物については、円空仏や平方勢獅子、竹鼻祭の山車、竹鼻別院の藤、イタセンパラなど、本市を代表する文化財・天然記念物を中心に展示を行っていただきたい。</p> <p>■理由 市の文化財を市民に広く知っていただくため</p>	<p>外部からも見える空間であるため、羽島市をアピールできる活用方法を検討していきます。</p>

No.	意見	市の考え方
4	<p>■項目及びページ 平面計画 7頁</p> <p>■意見 職員用トイレの設置を求めます。平面図によれば、各フロアには来庁者と職員共用のトイレが設けられており、その数は男性用大便所の便房が4、男性用小便所が6、女性用便所の便房が6となっています。1階から2階には多くの来庁者が訪れることや職員のトイレ利用は休憩時間に集中することから、トイレの不足が心配されます。トイレのために階を移動することは効率的ではなく、また職員動線と来庁者の動線が重なることとなりますので、セキュリティの面からも職員用トイレは必要と考えます。</p> <p>■理由 効率的、機能的な庁舎とするため</p>	<p>職員用トイレの設置は考えておりませんが、職員数及び来庁者数を加味したトイレ便器数としています。</p>
5	<p>■項目及びページ セキュリティについて</p> <p>■意見 マイナンバーカードの普及のため、総務省で使っているマイナンバーカードを活用したセキュリティシステムを採用していただきたい。</p> <p>■理由 マイナンバーカード普及のため</p>	<p>マイナンバーカードに対応したセキュリティシステムについては、国や他自治体の動向を見ながら、検討していきます。</p>
6	<p>■項目及びページ 喫煙スペースについて</p> <p>■意見 受動喫煙や吸い殻のポイ捨て防止のため改正健康増進法に基づく、喫煙場所を設けていただきたい。喫煙スペースの設置が困難であれば、駐車場を含め、敷地内の全面禁煙を知らせる看板を大きく掲げていただきたい。違反者に対しては、施設管理者として厳しい対応をとり、喫煙ルールを厳格化していただきたい。</p> <p>■理由 受動喫煙や吸い殻のポイ捨てを防ぐため</p>	<p>改正健康増進法では、受動喫煙防止のため、市役所庁舎については敷地内全面禁煙とされており、新庁舎でも敷地内全面禁煙となります。</p> <p>屋外においては、受動喫煙を防止する措置がとられた場所であれば喫煙場所を設置することができますが、「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」に設置するなどの条件が必要となります。そうした条件を満たす場所はないため、屋外に喫煙場所を設ける予定はありません。</p> <p>入口等に敷地内全面禁煙であることを貼紙等で周知してまいります。</p>

No.	意見	市の考え方
7	<p>■項目及びページ 基幹相談支援センターについて</p> <p>■意見 新庁舎に基幹相談支援センターは設置されますか。第2期羽島市地域福祉計画には、「障がい児・者への相談支援体制の充実のため、基幹相談支援センター設置に向けて努めます。・複合的な課題を抱える相談者に対して、多機関による包括的な相談・連携支援体制の構築を検討します。」とありますが、多機関による包括的な相談・連携支援体制を構築するには、市役所内に各機関を集約されることが望ましいと考えます。第2期の地域福祉計画において、基幹相談支援センターの設置に向けて取り組んでいただいているところですので、新庁舎の建設に併せてセンターの設置もご検討いただけたらと思います。</p> <p>■理由 新庁舎建設後の変更をなくし、より機能的な庁舎とするため</p>	<p>基幹相談支援センターについては、令和2年度(2020年度)からの設置に向けて検討を進めているところです。</p> <p>新庁舎移行後の設置場所等については、今後、関係部局間で検討を進める予定です。</p>
8	<p>■項目及びページ 基幹相談支援センターについて</p> <p>■意見 基幹相談支援センターは新庁舎移行後、センターとして開始する予定となっておりますが、今回は同センターの体制について質問。</p> <p>基幹相談支援センターの機能として①総合相談・専門相談②権利擁護・虐待防止③地域の相談支援体制の強化の助言④地域移行・地域定着支援⑤その他地域の状況に応じた独自の取り組みがあります。</p> <p>平成30年度第3回羽島市障害者総合支援協議会議事録を抜粋しますと「基幹センターという場所ではなく、相談の体制としてのセンターと考える。単独の窓口での設置は難しいかもしれない」と記載されています。よって質問します。</p> <p>I. 「単独窓口の設置」という単語ではイメージが分かりづらいので詳しくご説明をお願いします。</p> <p>II. 基幹センターという場所ではなく、相談の体制としてのセンターとした場合、上記でご紹介した基幹相談支援センターの機能(①～⑤)として、現時点でやっていく機能は何を想定しているのか、庁内の検討状況を教えてください。</p> <p>■理由 羽島市新庁舎建設委員会でも「基幹相談支援センター」について度々委員からの発言があったため質問しました。</p>	<p>I について、「単独窓口」とは、基幹相談支援センターのみで1つの窓口という意味です。</p> <p>II について、ご意見のような①～⑤の機能が必要であると考えています。なお、No.7の市の考え方に記載のとおり、基幹相談支援センターについては、令和2年度(2020年度)からの設置に向けて検討を進めているところです。</p>